

令和7年4月1日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部

令和7・8年度工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部における令和7・8年度工事希望調査を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

1 調査対象工事区分等

- (1) 4(1)③の希望地区区分において、令和7年7月1日（火）以降、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分（別掲「令和7・8年度調査対象工事区分表」を参照。）を対象とします。
- (2) 調査は工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。
※ 資料の受付は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティにて行います。

2 調査資料の提出要件

独立行政法人都市再生機構（以下「当機構」という。）東日本地区における令和7・8年度の建設工事競争参加資格の認定を受け、各事務所が工事区分ごとに定める要件（格付、地理的条件、技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、令和7・8年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

3 調査資料の作成要領の交付

調査資料の作成要領は、当機構ホームページ（下記URL参照）からのダウンロードにより令和7年4月7日（月）から交付します。

機構ホームページURL <https://www.ur-net.go.jp/orders/east/order.html>

4 調査資料の受付

調査資料は、「保全関連工事に係る工事希望調査申込確認一覧表」に記載されている地区の内、希望する地区区分（以下「希望地区区分」という。）に○印を記載し、希望する工事区分ごとに作成してそれぞれの受付担当部課に提出が必要です。

(1) 定期受付

① 受付方法

簡易書留（調査資料の配達状況が確認できる他の方法でも可）による郵送

※持ち込みによる提出は不可

希望地区区分が北海道地区を除く地区に係るものは工事区分ごとのURコミュニティ東日本業務センターの担当部課に、北海道地区に係るものは、北海道住まいセンター技術サポート課に送付してください。下記③を参照してください。

② 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月18日（金）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

希望地区区分が在京地区（北海道地区を除く地区）に係るもの

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-22 テラススクエア9階

株式会社URコミュニティ 東日本業務センター 契約課 宛

希望地区区分が北海道地区に係るもの

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西3-1 札幌北三条ビル2階

株式会社URコミュニティ 北海道住まいセンター技術サポート課 宛

希望する工事区分ごとに調査資料を作成し、送付場所に送付してください。

希望地区区分	工事種別	工事区分	担当部課	電話番号
東京区部地区 多摩地区 千葉地区 茨城地区 神奈川地区 埼玉地区	保全建築	住戸内建築等修繕工事 共用部建築等修繕工事 外壁等修繕工事	URコミュニティ 東日本業務センター 設計課	03- 5217-0560
	塗装	塗装工事		
	防水	防水工事		
	保全土木	土木修繕等工事		
	造園	造園再整備工事	URコミュニティ 東日本業務センター 設備設計課	03- 5217-0561
	電気	電気設備修繕等工事		
	管	機械設備修繕等工事		

希望地区区分	工事種別	工事区分	担当部課	電話番号
北海道地区	保全建築 塗装 防水 保全土木 造園 電気 管	住戸内建築等修繕工事 共用部建築等修繕工事 外壁等修繕工事 塗装工事 防水工事 土木修繕等工事 造園再整備工事 電気設備修繕等工事 機械設備修繕等工事	UR コミュニティ 北海道住まいセンター 技術サポート課	011- 281-3715

- ※ UR コミュニティ東日本業務センターでは、北海道地区の受付はできませんので、ご注意ください。
- ※ 北海道住まいセンターでは、北海道地区以外の地区の受付はできませんので、ご注意ください。
- ※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。
- ※ 同種の工事区分で複数の希望地区区分（北海道地区を除く。）に申し込む場合は、提出する調査資料は1部で結構です。

(2) 追加受付（随時）

① 受付方法

簡易書留（調査資料の配達状況が確認できる他の方法でも可）による郵送

※持ち込みによる提出は不可

希望地区区分が北海道地区を除く地区に係るものは工事区分ごとのUR コミュニティ東日本業務センターの担当部課に、北海道地区に係るものは、北海道住まいセンター技術サポート課に送付してください。

② 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

（1）③と同じ。

(3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。なお、その場合のヒアリング等は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社UR コミュニティの担当部署が行います。

5 その他

- （1）この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。

- (2) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出された調査資料は、原則として返却しません。
- (4) 工事発注手続きに当たっては、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティの担当部署が連絡等を行います。
- (5) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

6 調査資料の作成及び提出に係る問合せ先

【本掲示に関する問合せ先】

4 (1) ③の表に記載の担当部課までお願いします。

問合せ受付時間：平日 9：30 から 17：00 まで（12：00～13：00 を除く）

【建設工事競争参加資格等その他一般事項の問合せ先】

当機構東日本賃貸住宅本部 総務部調達管理課（電話 03-5323-2588）までお願いします。

問合せ受付時間：平日 9：30 から 17：00 まで（12：00～13：00 を除く）

7 調査票の宛て先について

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

以 上

令和7・8年度 調査対象工事区分表【在京地区】(該当する希望地区区分－東京区部地区、多摩地区、千葉地区、茨城地区、神奈川地区、埼玉地区)

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6 年度発注件数	機構が定める要件			
				格付等(※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)	
保全建築	(1)住戸内建築等修繕工事	・アルミ製建具の改修工事 ・鋼製建具のアルミ化工事 ・外回り木製建具アルミ化工事 ・洗濯排水設備設置工事 ・室外機置き場設置工事 他	別紙		<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内（以下「在京地区」という。）に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、在京地区において、工事内容に記載した同種の当機構発注の住戸内建築等修繕工事の施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p> <p><当該都・県ではなく、在京地区的営業所等、在京地区的実績で可とする（以下、共通）。></p>	<p>R C造、S R C造又はS造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の住戸内建築等修繕工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>【元請けの場合】</p> <p>① 工事内容に記載した同種工事で3件以上の1件当たり500万円以上の元請として施工実績があること。</p> <p>③ ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時にを行う空家修繕工事、団地リニューアル等工事は対象外。)</p> <p>③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。</p> <p>【下請けの場合】</p> <p>① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で5件以上の1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時にを行う空家修繕工事、団地リニューアル等工事は対象外。)</p> <p>③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。</p>	
	(2)共用部建築等修繕工事	・共用階段・廊下手摺設置工事 ・階段室床防水工事 ・防風スクリーン等修繕工事 ・落下防止庇修繕・設置工事 ・施設整備工事（エントランス改修工事、集会所等の増改築工事、中層EV設置工事） ・共用廊下床シート修繕工事 他	別紙	保全建築登録業者のうち中小企業に該当する者		<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内（以下「在京地区」という。）に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、在京地区において、工事内容に記載した同種の当機構発注の共用部建築等修繕工事の施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>R C造、S R C造又はS造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の共用部建築等修繕工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>【元請けの場合】</p> <p>① 工事内容に記載した同種工事で3件以上の1件当たり500万円以上の元請として施工実績があること。</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルうち、延べ3工種以上の施工実績があること。</p> <p>【下請けの場合】</p> <p>① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で5件以上の1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。</p>
	(3)外壁等修繕工事	・外壁等修繕工事（1棟単位） ・耐震改修工事 (スリット設置等簡易な工事)	別紙		<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内（以下「在京地区」という。）に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、在京地区において、工事内容に記載した同種の当機構発注の外壁等修繕工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>R C造、S R C造の5階以上の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の外壁等建築等修繕工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>① 工事内容に記載した同種工事を1棟単位（30戸以上の建物）での施工実績があること。</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、いずれの施工実績にも、左官、塗装、とびの3工種が含まれていること。</p> <p>④ 外壁等修繕工事以外の工事を含め、建設業法で定める③の工種のうち、延べ5工種以上の施工実績があること。</p>	

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。

※2 表中の「過去15年間」とは、工期末日が平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。尚随時受付で令和8年度中の受付の場合は工期末日が平成23年度4月1日から令和8年3月31日までとする。

※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルが整備されていること。（自社の施工マニュアルを添付すること。）

※4 「技術的適性」における施工実績については、在京地区以外の施工実績も可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表【在京地区】(該当する希望地区区分－東京区部地区、多摩地区、千葉地区、茨城地区、神奈川地区、埼玉地区)

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等(※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
塗装	(1) 塗装工事	・外回り鉄部・建具塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 ・屋内壁塗装工事 他	別 紙	塗装登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内(以下「在京地区」という。)に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、在京地区において、工事内容に記載した同種の当機構発注の塗装工事を元請けとして施工実績(1件当たり200万円以上)があること。	RC造、SRC造又はS造の居住中の共同住宅において、住戸内における塗装工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去15年間に1件当たり200万円以上で3件以上の施工実績があること。
防水	(1) 防水工事	全面修繕・改良工事として実施された以下を対象とする。 (排水溝等に限った部分修繕は対象外) ・屋根防水工事 ・バルコニー床防水工事 ・勾配屋根改修工事	別 紙	防水登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内(以下「在京地区」という。)に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、在京地区において、工事内容に記載した同種の当機構発注の防水工事を元請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。	RC造、SRC造又はS造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の防水工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去15年間に1件当たり500万円以上で3件以上の施工実績があること。
保全土木	(1) 土木修繕等工事	主に車両が通行する場所・施設、排水管渠及び敷地基盤を維持する施設に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管渠修繕等工事(污水・雨水) ・外柵(屏含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	別 紙	保全土木登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内(以下「在京地区」という。)または山梨県、群馬県及び栃木県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、上記の地区において、工事内容に記載した同種の土木修繕等工事を元請け又は下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ③ 過去15年間に、上記の地区において、当機構発注の土木修繕工事での下請けとしての施工実績(1件当たり250万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① S造、RC造又はSRC造の居住中の共同住宅の敷地内において、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請け又は下請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事の施工実績(ただし下請けは5件以上)があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請け又は下請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事の施工実績(ただし下請けは5件以上)があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり250万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事を含む5件の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
造園	(1) 造園再整備工事	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外柵含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	別 紙	造園B 造園C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内(以下「在京地区」という。)または山梨県、群馬県及び栃木県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、上記の地区において、工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け又は下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ③ 過去15年間に、上記の地区において、当機構発注の造園再整備工事での下請けとしての施工実績(1件当たり250万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① S造、RC造又はSRC造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請け又は下請けとして施工実績(ただし下請けは5件以上)があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間に1件当たり250万円以上の下請けとして5件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。

※ 1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※ 2 表中の「過去15年間」とは、工期末日が平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。尚随時受付で令和8年度中の受付の場合は工期末日が平成23年度4月1日から令和8年3月31日までとする。

※ 3 修繕等工事に係る自家の施工マニュアルが整備されていること。(自家の施工マニュアルを添付すること。)

※ 4 「技術的適性」における施工実績については、在京地区以外の施工実績も可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表【在京地区】(該当する希望地区区分－東京区部地区、多摩地区、千葉地区、茨城地区、神奈川地区、埼玉地区)

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6 年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等(※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
電気	(1) 電気設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・共用灯設備修繕工事 ・屋外灯設備修繕工事 ・内蔵蓄電池修繕工事 ・住宅用火災警報器修繕工事 ・インターホン設備修繕工事 ・消防用設備修繕工事 他 	別 紙	電気B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内（以下「在京地区」という。）に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、在京地区において、工事内容に記載した同種の当機構発注の電気設備修繕等工事を元請けとして施工実績（1 件当たり 500 万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、電気設備修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の電気設備修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の下請けとして 5 件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）
				電気C		
管	(1) 機械設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管修繕工事 ・排水管修繕工事 他 	別 紙	管B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内（以下「在京地区」という。）に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、在京地区において、工事内容に記載した同種の当機構発注の機械設備修繕等工事を元請けとして施工実績（1 件当たり 500 万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事が 500 万円以上含まれる工事について、過去 15 年間に元請けとして施工実績があること。（契約書及び工事範囲、工事内容、工事費が証明できる書類を提出すること。） ③ 当機構発注の機械設備修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の下請けとして 5 件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）
				管C		

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者（資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人）とする。

※2 表中の「過去 15 年間」とは、工期末日が平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。尚随時受付で令和 8 年度中の受付の場合は工期末日が平成 23 年度 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルが整備されていること。（自社の施工マニュアルを添付すること。）

※4 「技術的適性」における施工実績については、在京地区以外の施工実績も可とする。

(別 紙)

(参考)令和6年度発注件数

令和7年3月末時点

工事種別	保全建築			塗装	防水	保全土木	造園	電気	管	
工事区分	住戸内建築等修繕工事	共用部建築等修繕工事	外壁等修繕工事	塗装工事	防水工事	土木修繕等工事	造園再整備工事	電気設備修繕等工事	機械設備修繕等工事	
格付等	中小企業						造園B・C	電気B・C	管B・C	
希望地区区分	東京区部地区	0	0	0	3	1	2	0	3	6
	多摩地区	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	千葉地区	0	0	0	0	2	0	0	0	5
	茨城地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川地区	0	0	0	4	0	1	0	1	4
	埼玉地区	0	0	0	0	2	2	1	3	3

注:令和6年度の発注実績であり、年度により増減する場合がある。

令和7・8年度 調査対象工事区分表【札幌市等】(該当する希望地区区分—北海道地区)

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等(※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
保全建築	(1)住戸内建築等修繕工事	・アルミ製建具の改修工事 ・鋼製建具のアルミ化工事 ・外回り木製建具アルミ化工事 ・洗濯排水設備設置工事 ・室外機置き場設置工事 他	0 件	保全建築登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 札幌市、石狩市、江別市及び北広島市(以下「札幌市等」という。)に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の財団法人住宅管理協会北海道住宅管理センター、当機構業務受託者 株式会社URコミュニティ北海道住まいセンター又は当機構(以下「機構等」という。)発注の住戸内建築等修繕工事の施工実績があること。	R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の住戸内建築等修繕工事について、過去15年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。 【元請けの場合】 ① 工事内容に記載した同種工事で1件以上の施工実績があること。 ③ ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に進行空家修繕工事、団地リニューアル等工事は対象外。) ③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。 【下請けの場合】 ① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で1件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に進行空家修繕工事、団地リニューアル等工事は対象外。) ③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。
	(2)共用部建築等修繕工事	・共用階段・廊下手摺設置工事 ・階段室床防水工事 ・防風スクリーン等修繕工事 ・落下防止庇修繕・設置工事 ・施設整備工事(エントランス改修工事、集会所等の増改築工事、中層EV設置工事) ・共用廊下床シート修繕工事 他	0 件		次のいずれかの要件に該当すること。 ① 札幌市等に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の機構等発注の共用部建築等修繕工事の施工実績があること。	R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の共用部建築等修繕工事について、過去15年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。 【元請けの場合】 ① 工事内容に記載した同種工事で1件以上の施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルうち、延べ3工種以上の施工実績があること。 【下請けの場合】 ① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で1件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。
	(3)外壁等修繕工事	・外壁等修繕工事(1棟単位) ・耐震改修工事 (スリット設置等簡易な工事)	0 件		次のいずれかの要件に該当すること。 ① 札幌市等に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の機構等発注の外壁等修繕工事の施工実績があること。	R C造、S R C造の5階以上の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の外壁等修繕工事について、過去15年間に元請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。 ① 工事内容に記載した同種工事を1棟単位(30戸以上の建物)での施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、いずれの施工実績にも、左官、塗装、とびの3工種が含まれていること。 ④ 外壁等修繕工事以外の工事を含め、建設業法で定める③の工種のうち、延べ5工種以上の施工実績があること。

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2 表中の「過去15年間」とは、工期末日が平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。尚随時受付で令和8年度中の受付の場合は工期末日が平成23年度4月1日から令和8年3月31日までとする。

※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルが整備されていること。(自社の施工マニュアルを添付すること。)

※4 「技術的適性」における施工実績については、札幌市等以外の施工実績も可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表【札幌市等】(該当する希望地区区分—北海道地区)

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等(※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
塗装	(1) 塗装工事	・外回り鉄部・建具塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 ・屋内壁塗装工事 他	0 件	塗装登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 札幌市等に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の機構等発注の塗装工事の施工実績があること。	R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、住戸内における塗装工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去15年間に1件以上の施工実績があること。
防水	(1) 防水工事	全面修繕・改良工事として実施された以下を対象とする。 (排水溝等に限った部分修繕は対象外) ・屋根防水工事 ・バルコニー床防水工事 ・勾配屋根改修工事	0 件	防水登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 札幌市等に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の機構等発注の防水工事の施工実績があること。	R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の防水工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去15年間に1件以上の施工実績があること。
保全土木	(1) 土木修繕等工事	主に車両が通行する場所・施設、排水管渠及び敷地基盤を維持する施設に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管渠修繕等工事(污水・雨水) ・外柵(屏含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	0 件	保全土木登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 札幌市等に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の土木修繕等工事の施工実績があること。	R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間に元請けとして施工実績があること。 ※なお、地理的条件及び技術的適性の施工実績は、道路工事及び排水管渠工事のいずれも含む工事とする。
造園	(1) 造園再整備工事	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外柵含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	0 件	造園B 造園C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 札幌市等に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の造園再整備工事の施工実績があること。	R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間に元請けとして施工実績があること。 ※なお、植物管理工事は、地理的条件及び技術的適性の施工実績と認めない。

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2 表中の「過去15年間」とは、工期末日が平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。尚隨時受付で令和8年度中の受付の場合は工期末日が平成23年度4月1日から令和8年3月31日までとする。

※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルが整備されていること。(自社の施工マニュアルを添付すること。)

※4 「技術的適性」における施工実績については、札幌市等以外の施工実績も可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表【札幌市等】(該当する希望地区区分—北海道地区)

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等(※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
電気	(1) 電気設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・共用灯設備修繕工事 ・屋外灯設備修繕工事 ・内蔵蓄電池修繕工事 ・住宅用火災警報器修繕工事 ・インターホン設備修繕工事 ・消防用設備修繕工事 他 	0 件	電気B	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 札幌市等に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の機構等発注の電気設備修繕等工事の施工実績があること。</p>	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、電気設備修繕等工事について、過去15年間に元請けとして施工実績があること。 ② 工事内容に記載した機構等発注の電気設備修繕等工事で、過去15年間に下請けとして1件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)</p>
				電気C		
管	(1) 機械設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管修繕工事 ・排水管修繕工事 他 	0 件	管B	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 札幌市等に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、札幌市等において、工事内容に記載した同種の機構等発注の機械設備修繕等工事の施工実績があること。</p>	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事について、過去15年間に元請けとして施工実績があること。 ② RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事が含まれる工事について、過去15年間に元請けとして施工実績があること。(契約書及び工事範囲、工事内容、工事費が証明できる書類を提出すること。) ③ 工事内容に記載した機構等発注の機械設備修繕等工事で、過去15年間に下請けとして1件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)</p>
				管C		

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2 表中の「過去15年間」とは、工期末日が平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。尚随時受付で令和8年度中の受付の場合は工期末日が平成23年度4月1日から令和8年3月31日までとする。

※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルが整備されていること。(自社の施工マニュアルを添付すること。)

※4 「技術的適性」における施工実績については、札幌市等以外の施工実績も可とする。